

議案第 78 号

東京都板橋区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 25 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

東京都板橋区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31
年板橋区条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 2 第 1 項に規定する
会計年度任用職員及び第 28 条の 5 第 1 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

条例の適用対象職員から会計年度任用職員を除く必要がある。